

諮問番号：平成29年度諮問第61号

答申番号：平成29年度答申第62号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当額改定処分）は、違法、不当である。

- (1) てんかん発作の恐れがあるため、自由に行動することが制限され、精神的に内向的な行動にとどまり、積極的に外出することが困難である。
- (2) 広汎性発達障害により、両親、弟及び先生等とのトラブルが絶えず、家庭、学校及び社会において、コミュニケーションをとることが極めて困難であるため、日常生活に著しい制限を受けている。
- (3) 知的障害により、家庭では食事の片付け、食器の洗浄など援助がなければ著しく困難であり、学校では自分の意見を理路整然と伝えられず、社会では買い物等に援助が必要であるなど、日常生活に当たって援助が必要である。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、嘱託医師の判定を得て、診断書により、「知能障害等」、「発達障害関連症状」、「意識障害・てんかん」及び「問題行動及び習癖」があるとされているものの、IQが74（直近のデータは72）と軽度であること、てんかん発作の頻度が年間1回程度であること、「問題行動及び習癖」に日常生活が著しい制限を受ける程度の不適応な行動がないこと、「日常生活能力の程度」がおおむね自立とされていること、「要注意度」が「随時一応の注意が必要」とされていること等から、発達障害、知的障害及びてんかんのいずれについても政令別表第3に定める障害の状態に該当しないと認定した。
- (2) 審査請求人の主張する事情のうち、診断書に記載されている内容については、その内容も含めて総合的に判断し、記載されていない事項については、考慮することはできないのであるから、原処分の判定内容は適正である。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に

行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

確かに、対象児童は、学校生活及び日常生活において、一定程度の制限を受ける状態にあると認められるものの、手当の受給資格が認定されるためには、特別児童扶養手当認定診断書に記載された障害の状態が、嘱託医師の審査判定も得て、総合的にみたときに、認定要領及び認定基準に定める基準に合致するものと判定される必要がある。そして、審査請求人の主張する事情を裏付ける医学的所見は、主治医の逝去により確認することはできないものの、仮に、審査請求人の主張する事情も含めて、診断書の記載内容を総合的に判断してみても、認定要領にいう2級の基準である「日常生活は極めて困難であるもの」に該当するとまではいえないから、原処分を違法又は不当とする余地はない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年3月20日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月27日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、広汎性発達障害及びてんかんの障害を有し、発達障害関連症状としての「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」はいずれも「乏しい」とされ、てんかん発作のほか、「興奮」及び「衝動性」の問題行動があり、「精神医学的総合判定」は「中度」とされているものの、IQは72の「境界線」とされ、日常生活能力の程度は、「洗面」が「一部介助」（見守りや声かけを要する程度）とされているほかは全て「自立」とされ、身の回りのことなど基本的な行為はほぼ行うことができ、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまり、これらの記載からは、特段の不適応な行動と認められる事情は窺われず、また、食事や身の回りのことなどの基本的な行為に援助を要するなど、認定基準にいう日常生活が著しい制限を受ける状態にあるとまでは認められない。

加えて、てんかん発作の頻度をみると、「年間1回程度」とされ、頻繁に繰り返

返すものとはいえ、具体的な日常生活状況等の要因を含めて判断しても、認定基準にいう日常生活が著しい制限を受ける状態にあるとまでは認められない。

審査請求人は診断書の記載内容を補足する事情として、前記第2の1に掲げる事情がある旨を主張する。この点、審理員は慎重を期すため、同診断書を作成した主治医に対し、こうした主張に関連する具体的なエピソード等について照会したところ、主治医は既に逝去され、その内容を確認することはできなかったことが認められる。しかし、審査請求人の主張内容からすると、障害等級2級に該当する状態（日常生活は極めて困難であるもの）にあるとまでは認められない。

こうした事実関係に基づき、精神の障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美